

西宮市保育所等整備審査委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西宮市附属機関条例（平成25年7月10日西宮市条例第3号）第50条の規定に基づき、西宮市保育所等整備審査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 委員会は、西宮市情報公開条例（昭和62年3月25日西宮市条例第22号）第6条第5号に該当すると認められる事項を審議するため、非公開とする。

(会議録の調製)

第3条 会議録は、要点筆記とし、委員長が指名する委員2名が確認の上、署名押印する。

(審議)

第4条 審議は、各委員が行った評価等を総合的に勘案し行う。

(部会)

第5条 委員会に西宮市附属機関条例第20条第2項の規定により、次の各号に掲げる部会を置くものとし、それぞれ当該各号に定める事項を調査審議するものとする。

(1) 保育所整備審査部会 保育所整備法人等の審査に関する事項

(2) 認定こども園整備審査部会 認定こども園整備法人の審査に関する事項

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、こども支援局子供支援総括室保育施設整備課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年7月14日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年1月20日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。